

# 消防からのお知らせ

お問い合わせ先 ☎965-2122



## ガソリンの購入及び運搬方法

農作業用などでガソリンや混合油を購入する場合は、「ポリ容器」での購入はできません。

ガソリンスタンドで、購入する場合はガソリン専用の消防法適合品の金属製容器で60リットル以下とされています。金属製容器は5リットルから20リットル程度までの容器がガソリン専用としてホームセンターやガソリンスタンドで販売されています。金属製であっても市販されているオイル缶・混合油缶・ブリキ缶などはガソリンや混合油の運搬容器として認められません。

また、乗用車等で運搬する場合は、22リットル以下の金属製容器（消防法適合品）に限定されています。

### 運搬方法については、特に次のことに注意してください。

- 容器の収納口を上方向に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- 容器の収納口を確実に密栓してください。
- 容器の外部には危険物の品名（ガソリン）、数量（○リットル）、注意事項（火気厳禁）を表示してください。
- ※ セルフガソリンスタンドでは、金属製容器であっても詰め替えることは禁止されています。（詳細は、従業員へご確認ください。）



ポリ容器  
(灯油缶)

※ ペットボトル、瓶なども同様です。



ガソリン缶  
(消防法適合品)

ポリエチレン製の灯油缶には「絶対にガソリンを入れないで！」（缶が侵され、変形し漏れるおそれがあります。）

## 危険物の漏えい事故防止について

全国的に事業所や家庭で使用される危険物の漏えい事故が、毎年発生しています。

危険物の漏えいは、河川の汚染、農作物、魚類への被害等また火災を起こす原因となり、市民生活に大きな影響を及ぼします。危険物を取り扱うすべての事業所などでの貯蔵タンク、消費施設、各機器類の点検を定期に実施してください。

危険物の漏えい事故を未然に防ぐため次の事項について注意してください。

- 1 燃料補給中は、作業終了まで監視してください。
- 2 油量が異状に減ることはないか、定期に使用量と残量及び補給量を確認してください。

※ 危険な思いと早くに

5 農業ハウス等、屋外に設置してあるタンクについても配管及びバルブの破損・亀裂・劣化がないか点検してください。

4 「少量危険物貯蔵取扱所」などでは防油堤、配管の破損、亀裂、劣化、又水抜きバルブ（通常は閉）が開放されていないか確認してください。

3 配管及びバルブの破損、亀裂、変形の確認。

### 住宅用火災警報器の設置について

現在、市内でも徐々に住宅用火災警報器の設置率が向上する中、勝連平敷屋区（西新屋光男区長）では、8月に区内1,000世帯に無償で警報器が配布設置されました。



平成23年6月1日からは、市の条例により既存住宅にも設置が義務化になります。未設置の住宅においても、早期の設置をお願いします。



大切な命を守るため  
住宅用火災警報器  
を設置しましょう

